

## 議案第31号

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提案理由

国民健康保険税の賦課方式を変更するとともに、地方税法の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額措置を講ずるほか、市独自による20歳未満の者の被保険者均等割額の減免措置を講ずるため。

## 石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「被保険者均等割額」に改める。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改め、同条中「100分の7.0」を「100分の6.3」に改める。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第5条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条中「2万1,000円」を「3万円」に改める。

第5条の2を削る。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.0」を「100分の2.9」に改める。

第7条を削る。

第7条の2中「6,000円」を「1万4,000円」に改め、同条を第7条とする。

第7条の3を削る。

第8条中「100分の1.2」を「100分の2.1」に改める。

第9条を削る。

第9条の2中「1万円」を「1万3,000円」に改め、同条を第9条とする。

第9条の3を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「ア及びイ」を「ア」に、「同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエ」を「同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイ」に、「並びに同条第4項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額並びに」を「及び」に、「オ及びカ」を「ウ」に改め、同条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条第1号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の

被保険者均等割額」に、「1万4,700円」を「2万1,000円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「4,200円」を「9,800円」に改め、同号ウを同号イとし、同号中エを削り、同号オ中「7,000円」を「9,100円」に改め、同号オを同号ウとし、同号中カを削り、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「1万500円」を「1万5,000円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「3,000円」を「7,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同号中エを削り、同号オ中「5,000円」を「6,500円」に改め、同号オを同号ウとし、同号中カを削り、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「4,200円」を「6,000円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「1,200円」を「2,800円」に改め、同号ウを同号イとし、同号中エを削り、同号オ中「2,000円」を「2,600円」に改め、同号オを同号ウとし、同号中カを削り、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,500円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,100円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第26条第1項に次の1号を加える。

(4) 未就学児を除く20歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者

第26条第2項中「前項」を「前項第1号及び第2号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第6項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。